

1 議事日程(第4号)

(令和8年第3回久山町議会3月定例会)

令和8年3月13日

午後1時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第10号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第2 議案第11号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第3 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第4 議案第13号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議案第14号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第6 議案第15号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議案第16号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議案第17号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(8久山町条例第5号)
- 日程第9 議案第18号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例について(8久山町条例第6号)
- 日程第10 議案第19号 久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(8久山町条例第7号)
- 日程第11 議案第20号 町道路線認定について
- 日程第12 議案第21号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第13 議案第22号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第23号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第24号 令和7年度久山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第25号 令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第26号 令和8年度久山町一般会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 令和8年度久山町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第30号 令和8年度久山町公共下水道事業会計予算

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	清 永 義 弘	2番	城 戸 利 廣
3番	永 松 節 子	4番	佐 伯 勝 宣
5番	只 松 秀 喜	6番	荒 卷 時 雄
7番	阿 部 恒 久	8番	津 原 健 太 郎
9番	阿 部 昭 徳	10番	山 野 久 生

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番	佐 伯 勝 宣	5番	只 松 秀 喜
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三 千 代
教 育 長	重 松 宏 明	総務課長兼経営デザイン課長	久 芳 浩 二
税 務 課 長	阿 部 哲 也	町民生活課長	井 上 英 貴
健 康 課 長	持 松 可 奈 子	福 祉 課 長	今 村 春 美
都 市 整 備 課 長	亀 井 玲 子	産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介
会 計 管 理 者	横 山 正 利	教 育 課 長	江 上 智 恵
上 下 水 道 課 長	平 尾 勇		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午後1時30分

○議長（山野久生君） ただ今から本日の会議を開きます。

本日全員出席であります。

よって議会は成立いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（山野久生君） 日程第1、議案第10号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第10号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第11号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（山野久生君） 日程第2、議案第11号福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第11号、福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（山野久生君） 日程第3、議案第12号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第12号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第13号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（山野久生君） 日程第4、議案第13号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には

慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（山野久生君） 日程第5、議案第14号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第15号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（山野久生君） 日程第6、議案第15号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第16号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第16号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第16号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山野久生君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第17号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第8、議案第17号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第17号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例について

○議長（山野久生君） 日程第9、議案第18号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第18号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第19号 久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山野久生君） 日程第10、議案第19号久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第19号久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 議案第20号町道路線認定について

○議長（山野久生君） 日程第11、議案第20号町道路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第20号町道路線認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第21号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山野久生君） 日程第12、議案第21号令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第22号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第13、議案第22号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第23号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

○議長（山野久生君） 日程第14、議案第23号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第23号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第24号 令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山野久生君） 日程第15、議案第24号令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第25号 令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山野久生君） 日程第16、議案第25号令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第25号令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第26号 令和8年度久山町一般会計予算

○議長（山野久生君） 日程第17、議案第26号令和8年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） 私は、中学校の給食について質問いたします。

今回、中学校給食導入について、令和8年9月から現在のランチサービス方式を活用した弁当制完全給食を開始する方針というふうに理解しております。

その上で、開始後の検証結果や生徒、保護者ニーズ、また、施設条件、財政状況等を踏まえ、将来的に親子方式、自校式、あるいはセンター方式への移行を検討する余地があるかないかということ、町長の考えをお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回ですね、いろんな面で今の現在の状況そして未来を考えた上で、全員協議会でもご説明をさせていただいたとおり、今回のランチサービスによる中学校の完全給食を判断しました。

私としては、まず、今回の判断というのは、今の状況も踏まえて、未来も踏まえても、これが最善の策であると思っております。やはり給食の無償化、小学校の無償化、そして中学校の無償化になった場合に久山町がそれを補填^{ほてん}しなきゃいけない。単費で補填^{ほてん}しなきゃいけないコストの増、そういうのを含めるとこれが最善だと思いますので、私はそれ以外の方式については、検討するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（山野久生君） よろしいですか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 2点質問があります。項目は四つなんですけど、二つとも一くくりにできるので質問は2点で、教育課長のお答えだろうと思います。入札についてでございます。

まず、124ページの中学校給食の関係と、そしてもう一つが147ページの首羅山遺跡のガイダンス施設です。

中学校給食でございますが、124ページランチサービス委託料214万4,000円とその下の中学校給食配食委託料1,168万2,000円ですが、まずランチサービスの方はこれ令和8年度、1学期分ですか、これの分の金額だと思われまして、中学校給食配食の方は、2学期と3学期の分の金額というふうに分かれているというふうに認識しております。それで当然というか、業務が今度はランチサービスから給食業務になるということで、一旦これは今言いましたようにこの1学期は7月までの給食そして区切りとして、令和8年2学期から、すなわち9月1日からこれまでと違う学校給食事業として扱われるものじゃないかと。ということは、話を聞いた限りでは今の弁当業者、ずっと継続してやるということになる印象を受けたんですが実際、試食会も行ってきました。けどもこれ指名競争入札

で、これやらなければいけないのではないかと。というのは、県に対しての学校給食に変わるといことで申請も、なつてきます。また違う業務といことで、これは新たな指名競争入札とい形でやらなければいけないんじゃないか、まずこれが給食に關して。

次に147ページ、首羅山遺跡ガイダンス施設ですが、業務委託料が3,089万円、そして施設設備工事費が3億3,108万これかなり高額ですが、今までの業者はずつとやつてまた随意契約でやるんでしょうか。それとも、これもやはり指名競争入札でやるのかどうか、方式を教えていただきたい。

この2点でございます。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずご質問の中学校給食の導入になつた場合の委託の業者の件ですが、当然これは入札もしくは導入をしていくつていこと、早期に導入するといこと大事ですから、当然その条件等も踏まえた上での私の判断になります。それはやはり地方自治法上ですね、随意契約できるもの、それに該当するものがあれば当然そうなりますし、そうじゃないものは基本的には入札になると思つてますんで、それは一般的な業務の入札と何ら変わらない。業務の委託と何ら変わらないといふうには私は思つてます。

以上です。

ガイダンスの件については教育課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（山野久生君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 首羅山遺跡のガイダンス施設の關係につきましては、指名競争入札にてやりたいといふうには考へております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 後ろから言いますが、ガイダンスの場合はまた新たな業者が、コンサルが参入するといことで認識していいんでしょうか。それが一点、でいいんでしょうかね。

そちらの給食ですが。町長お答えになつていただきましたが町長の判断でといことで、これは全く形態も変わりますよね。そして金額も今までより値上がりして600円になると、そして保護者負担はこれは300円のままといことですけれども、といことはランチサービス業務とはまた新たな業務になるといことは、これは町長の判断といよりも、広く業者を募らなければいけない、そういった状況じゃないかなと思つてます。平成31年ですかね、ランチサービス導入された業者を選定されました。そのときは、業者の方は、今の弁当業者しか条件に合うところはなかつたといことで今の業者決まつたわけで

すけども、また600円に値上がりする、そして新たに学校給食業務というふうになる、やっぱり変わる全く違う形態である。ということは、これをやはり入れなければならないと思いますし、須恵町が12月議会で導入を決めました。それは、やはり私が言ったのと同じ認識なんです。新たに来る業務が弁当給食業務になるということですから、指名競争入札するそうです、まだ業者決めたいそうです。これがやはり、正しいと思うし、すでに弁当を導入してほかの自治体の関係者からも聞きますと、やっぱりこれは指名競争入札するのが普通だろうねということになります。ですから、町長おっしゃいましたけれども、やはり価格も変わる、それで新たな中学校弁当給食業務というものになる、県への申請も発生するという事はやはり、それなりの整えるものが必要になるし指名競争入札するのは筋じゃないでしょうか。

どうぞ。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ちょっとよく議論の中身がよく分からないんですが、あくまで、私の^{はんちゅう}範疇で随意契約、入札するものっていうのは決まってるので、それを判断をするというのを今説明しました。ほかの事業でも同じようにやっています。それで、佐伯議員がおっしゃるように、確かにほかの業者を模索すると、すでにいろんな下準備をした上、調べた上で、今回の提案してないとそれは無責任な話です。ただ、決まってるわけではないですから当然ほかの業者を検証することは必要だと思います。ただ私が言ってるのは、9月に導入する、もしくは、違う業者が持つてる力、それによっては選ぶという権利は随意契約の中であり得るんじゃないかということだけをただ一般論として話してるだけです。

もう一つは須恵町が導入するということですが、須恵町と久山町がたまたま業者は一緒でしょうけど、中身が一緒かどうかとか、佐伯議員は把握してありますか。単価が違ったり、いろんなことについて、ですからいろんなことを検証するという事は佐伯議員がおっしゃるように必要だと思いますから、その辺はしっかり選択をしたいと思います。

ただ、契約の話と今回の予算というのは、もしそれで納得されない場合は、佐伯議員の判断になるんじゃないですか。契約をするかしないか、入札か随意契約で予算を反対するしないはもう佐伯議員の判断じゃないですか。私はそれをどうなっても、町にとって1番いい方法を選ぶというのが私の役割だと思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） いや、もうない、ないですよ。いいでしょ。

（4番佐伯勝宣議員「終わったのか。終わりました。いいです、ごめんなさい今の件は。」と呼ぶ）

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回の中学校給食の件、もちろん私も複雑でございます。しかし、やはり国の事情がある、国から助成がもらえなくなる、それからしたら、町長の選択ってのはこれはもう理解できますし、これは、いわゆる批判というのはできない状況でございます、受け入れる部分がある。しかしもやもやとしてるものもあるのは事実です。しかし弁当業務、ランチサービス業務と中学校給食業務というのは別ですのでそれは本議会ですっきり議論して、業者の選定という方法なり、これはやはりはっきりさせておかなければ、おかしなことになるものではないのかなと思います。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、ちょっと範囲が超えていますので、また簡単明瞭に言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） 簡単明瞭、はい。

例えば須恵町は1食520円だそうです、これは須恵町の議会だよりに載ってました。久山町は600円ということですから、当然私は久山と須恵町は違う業者と思います。ということは、須恵町がやってる業者が久山町によりいい条件で参入する可能性もあるわけですよ。ということはやはり、指名競争入札なり、・・・・・・・・。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、ほかの町のことは分かってないですよ。

（4番佐伯勝宣議員「議長、発言を妨害しないでください。」と呼ぶ。）

ここ私が仕切るところです。

（4番佐伯勝宣議員「違います、私の発言権で、町民の声は・・・・・・・・。」と呼ぶ）

あなたそれ以上言うと退場させますよ。

（4番佐伯勝宣議員「それはできません。」と呼ぶ）

できます。

（4番佐伯勝宣議員「どうでしょう。」と呼ぶ）

退場させますよ。

（4番佐伯勝宣議員「それどうでしょう。その辺をきちんとやっていただきたいんですが、今議会でそれはっきりした方がいいんじゃないかということを意見として言ってますんで。」と呼ぶ）

意見は駄目ですって言ってるでしょう。

（4番佐伯勝宣議員「意見じゃ・・・・・・・・。」と呼ぶ）

意見は駄目でしょう

(4番佐伯勝宣議員「議長。」と呼ぶ)

質疑は意見駄目でしょ。

(4番佐伯勝宣議員「今まで言いましたけれども、金額も変わってくる。また業者が参入できる状態になってくる、それをやるのがやはり今回の給食導入への移行じゃないでしょうか。どうでしょう。以上ですが、どうでしょう。」と呼ぶ)

西村町長。

○町長(西村 勝君) はい、もう佐伯議員の判断をしてください。ただ契約事項は私であって、私はその判断をする、町民にとって1番いい方法を判断するというのは私の責任です。それともう一つ、須恵は給食にするから入札するんじゃなく、4月からただ、3月末で契約が切れるから、ランチサービスの4月からの入札をするっていうだけです。だから完全給食に移行するから入札をするわけではありません。それは説明をしておきます。佐伯議員もその辺をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(4番佐伯勝宣議員「違います。まあいいです。以上です。」と呼ぶ)

○議長(山野久生君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山野久生君) ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

次に、これより討論を行います。

討論はありませんか。

手上げるんですね。手上げたんですね佐伯議員。

では討論を行います。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 中学校給食、仕方がない部分がございますが、しかしやはり安心安全でおいしい給食、いわゆる学校給食に則った温かい小学校の給食に近いような形を、将来、やはりやれたらということで先ほども別の議員が、聞かれました。そういう可能性を私は、また問いたいなという思いで、ちょっとまずそれが今回の反対理由の一つでございます。

後は役場下総合グラウンドリニューアル工事費1億5,000万円、そして委託料、あるいは総合運動公園、あるいは今言いました首羅山ガイダンスいわゆる山ノ神地区一帯の、この3事業ですね、億単位4億7,000万円、5億円近くのお金がつぎ込まれる、つぎ込むことになるのに、資料が出てないんですよ。さっきも言いました、役場下の総合グラウンドにしても、資料の提出が不十分、やはり町民の税金を使う部分が多々ある中で、やはりこれ判断材料に乏しい。そういった意味では、ちょっとなかなか私自身は、賛成できかねる部分があるかなということで、ちょっと今回は反対しようと思います。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

荒巻議員。

○6番（荒巻時雄君） はい。私は令和8年度一般会計予算案に賛成討論を行います。

まず、地方創生推進事業についてでございますが、現在工事進行しております総合運動公園の利活用や維持管理について心配しているのは私だけではないと思います。しかし、九電みらいの森の計画や首羅山遺跡ガイダンス施設との組み合わせで、にぎわい交流拠点施設運営戦略策定業務委託という予算項目で、将来に向けた予算であることを評価いたします。

また、先ほど質疑もいたしました学校給食についてでございますが、小学校給食では国の助成金に町単独予算を加え無償化にすること、中学校では保護者、生徒の要望も踏まえ、今後無償化も想定される中で、今のタイミングを読み、現財政力の中で、先を見据えた判断で、弁当制完全給食の実施に対する予算でございます。

総合グラウンド公園リニューアルについて、利用されていないグラウンドを使い、町民の皆さまと何度も検討されながら、子育て世代の集まる場所提供や夢のある公園を目指す楽しみを持たせる予算だと思います。

老人福祉事業について、3年目になるシニアチャレンジ応援事業をはじめ、シニアクラブ助成についてしっかりと考えられておまして、元気を持たせる予算だというふうに、認識いたします。

また、歳入についてでございますが、滞納繰越金も少なく、しっかり確実に納税していただくように、税務課の姿勢もあり、増額も考えられております。

また、ふるさと応援寄附金に対する総務課の努力で増額が予想される予算となっております。財政調整基金も無駄な歳出を省き、増額が見込まれることが予想されます。

これらのことをしっかり評価し、現在だけでなく、将来を見据えた令和8年度の予算は、今後の久山町の基本的になる予算だと捉えます。

これらをもって私の賛成討論といたします。

○議長（山野久生君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） これで討論を終わります。

議案第26号令和8年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山野久生君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第27号 令和7年度令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（山野久生君） 日程第18、議案第27号令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第27号令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第28号 令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（山野久生君） 日程第19、議案第28号令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第28号令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第29号 令和8年度久山町水道事業会計予算

○議長（山野久生君） 日程第20、議案第29号令和8年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第29号令和8年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第30号 令和8年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（山野久生君） 日程第21、議案第30号令和8年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第30号令和8年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22 議員派遣の件

○議長（山野久生君） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（山野久生君） 日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（山野久生君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和8年第3回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時08分